

議案第 109 号

琴浦町会計年度任用職員制度等に係る関係条例の整備に
関する条例の制定について

別紙のとおり、琴浦町会計年度任用職員制度等に係る関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年12月6日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

琴浦町会計年度任用職員制度等に係る関係条例の整備に関する条例

(琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年琴浦町条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、次に掲げる職員(職員の配偶者でその子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、次に掲げる職員(職員の配偶者でその子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規</p>

定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が同条第2号に規定する養子縁組里親その他これらに準ずる者として琴浦町職員の育児休業等に関する条例(平成16年琴浦町条例第38号)第2条の3で定める者を含む。以下同じ。)の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。)が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1)及び(2) 略

2及び3 略

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に

定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が同条第2号に規定する養子縁組里親その他これらに準ずる者として琴浦町職員の育児休業等に関する条例(平成16年琴浦町条例第30号)第2条の2で定める者を含む。以下同じ。)の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。)が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1)及び(2) 略

2及び3 略

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日

割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

2 略

(介護時間)

第15条の2 略

2 略

3 介護時間については、琴浦町職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条 削除

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

2 略

(介護時間)

第15条の2 略

2 略

3 介護時間については、琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(臨時的任用職員の休暇)

第17条 臨時的任用職員(地方公務員法第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。)の休暇については、別に定める。

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に定める基準に従い、任命権者が定める。

(琴浦町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 琴浦町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年琴浦町条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>会計年度任用現業職員の給与</u>)</p> <p><u>第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員(次項において「会計年度任用現業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用された会計年度任用職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、地域手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、特殊勤務手当</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用された会計年度任用職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、地域手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、特殊勤務手当</u></p> <p><u>2 会計年度任用現業職員の給与の基準については、琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年琴浦町条例第 号)の規定を準用する。</u></p>	<p>(賃金等で雇用する職員の給与)</p> <p><u>第18条 賃金等で雇用する職員については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。</u></p>

(琴浦町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 琴浦町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年琴浦町条例第186号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>会計年度任用企業職員の給与</u>)</p> <p><u>第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用された企業職員 給料、通勤手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、宿日直手当、特殊勤務手当</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用された企業職員 給料、通勤手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、宿日直手当、特殊勤務手当</u></p> <p><u>2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年琴浦町条例第 号)の規定を準用する。</u></p>	<p>(<u>非常勤職員の給与</u>)</p> <p><u>第19条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p>

(琴浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 琴浦町職員の育児休業等に関する条例(平成16年琴浦町条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>育児休業をすることができない職員</u>)</p> <p><u>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で</u></p>	<p>(<u>育児休業をすることができない職員</u>)</p> <p><u>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で</u></p>

定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 削除

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4に該当する場合にあつては、2歳に到達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ 第2条の4に規定する場合に該当

定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(2) 略

(3) 略

(4) 略

する非常勤職員(その養育する子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

エ その任期の末日を育児休業の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2箇月に達する日

(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達までの日数をいう。))から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。))を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なる時は、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれ

にも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、等阿木末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要な場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の3 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月の到達日の翌日(当該子の1歳箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 略

休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要な場合として規則で定める場合に該当する場合

(再度の育児休業をすることができる特別の事情等)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 略

(2) 略

(3) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子につ

(再度の育児休業をすることができる特別の事情等)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

いて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

2 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合におけるその者の号給について、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第4条第5項の規定により町長が規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、必要な調整を行うことができる。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

2 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給について、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第4条第5項の規定により町長が規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、必要な調整を行うことができる。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(2) 略

(部分休業の承認)

第18条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 特別休暇のうち規則で定めるものを承認されている職員(非常勤職員を除く)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を越えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を越えない範囲内)行うものとする。

(1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

(2) 略

(部分休業の承認)

第18条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 特別休暇のうち規則で定めるものを承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年琴浦町条例第 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条及び第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員 給与条例第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員 給与条例第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(琴浦町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 琴浦町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成16年琴浦町条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(減給の効果)	(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年琴浦町条例第 号)第10条第1項から第4項までに規定する報酬の額と当該報酬額に対する第11条に規定する在勤地域に係る報酬の合計額)及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

(琴浦町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 琴浦町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成16年琴浦町条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p>

(琴浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 琴浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年琴浦町条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>
---	---

(琴浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 琴浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成16年琴浦町条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(派遣職員の職務への復帰)</p> <p>第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前条</u>第1項に規定する取決めに反</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(派遣職員の職務への復帰)</p> <p>第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>第2条</u>第1項に規定する取決めに</p>

<p> することとなった場合 (4)～(6) 略 (派遣職員の給与) 第4条 派遣職員(企業職員(<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号</u>の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。以下第6条まで同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 </p>	<p> 反することとなった場合 (4)～(6) 略 (派遣職員の給与) 第4条 派遣職員(企業職員(<u>地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項</u>の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。以下第6条まで同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 </p>
--	--

附 則
 この条例は、令和2年4月1日から施行する。